



WWF *for a living planet*

WWF ジャパン
(公財)世界自然保護基金ジャパン
〒105-0014
東京都港区芝 3 丁目 1 番 14 号
日本生命赤羽橋ビル 6F

Tel: 03-3769-1711
Fax: 03-3769-1717
www.wwf.or.jp

SMG/APP 社の購入企業および投資家へのアドバイザー

WWF インドネシア
2014 年 5 月 23 日

2014 年 4 月 28 日、シナル・マス・グループのアジア・パルプ・アンド・ペーパー社（以下、SMG/APP 社）は、「森林保護方針」の拡大を発表し、新たにインドネシアのスマトラ島とカリマンタン（ボルネオ島インドネシア領）の 100 万ヘクタールにおよぶ自然林とその他の生態系の再生と保全の支援を行うことを誓約した。

WWFは、この発表を、慎重な姿勢を保ちながらも歓迎する。今回の発表は、WWFを含む複数のNGOが APP社に対し、これまでの森林破壊がもたらした負の遺産に取り組むよう求めていたことへの返答である。2013年9月に、北米および欧州のエンバイロメンタル・ペーパー・ネットワークが、「APP社の方針で述べた誓約が現場でしっかり順守されているかどうかを、顧客や他のステークホルダーが見極める際の指針として」発表した、同社が今後解決すべき課題をまとめた提言書においても、保全景観の回復と保護が鍵となると記されていた（www.environmentalpaper.org/milestones）。

WWFを含む多くのNGOは、長きにわたってAPP社への批判を重ねてきた。というのも、同社の操業がインドネシアの熱帯雨林、泥炭地、生物種、現地のコミュニティに破壊的影響を与えてきたためである。WWFインドネシアも参加するスマトラで森林のモニタリングを行うNGOの連合体、アイズ・オン・ザ・フォレストは、APP社とその木材サプライヤーが操業開始以降、30年間にわたって皆伐してきた熱帯林の面積は200万ヘクタール以上にも及ぶと推定する。

APP社が今回新たに発表した100万ヘクタールの森林再生と保全のイニシアチブでは、同社が現在管理している製紙用植林地の総面積にほぼ匹敵する広さが対象となる。APP社の誓約を実現し、効果ある森林再生・保全措置につなげるためには、多くの分析やイノベーション、様々な組織との話し合いが必要となる。しかし、APP社自身がメディア向けの発表イベントで何度も認めたように、今回のイニシアチブをどのように実行していくのかについての詳細は、まだ明確ではない。

WWFはAPP社に対し、完全に独立したアドバイザー委員会を設立し、この委員会が保全する景観の詳細の特定、重要なステークホルダーとの連携、それぞれの景観で必要な保全措置の優先順位付け、そしてそれぞれのアクションプランの指揮とモニタリングを行うことを要請する。独立のステークホルダーであり保全の専門家であるWWFは、すでにAPP社と、また現場で活動する複数のNGOとも別途、景観に関するイニシアチブの事前討議を行ってきた。

2013年2月にAPP社が「森林保護方針」を発表して以降、WWFは同社が主催する多くの議論の場に参加し、APP社が開示方針の範囲内で提供する情報と、アイズ・オン・ザ・フォレストならびにカリマンタンで森林モニタリングを行うNGOの連合体、RPHKの活動のメンバーとして、同社の現場での操業をモニタリングし、「森林保護方針」の進捗状況を確認してきた。

WWFは、APP社が「森林保護方針」の実施し、この新たな方針以上に持続可能性や透明性を追求し、過去の負の遺産を解決するためにエンバイロメンタル・ペーパー・ネットワークが設定した課題の多くに着手し始めたことは認める。また現時点では、APP社の「森林保護方針」上の誓約は全体的には維持されているようである。しかし、それが長期にわたって実質的な保全的意味を持つかどうかは不確実なままである。森林皆伐の一時的な停止は、全てではないものの、ほとんどのサプライヤーに順守されてい

るようである。加えて、WWFは多くのプロセスが開始されたことを確認しているが、その大部分については具体的な成果を挙げたかどうか未確認である。APP社のサプライヤー数十社の伐採許可地についての保護価値の高さを測るアセスメント報告書のうち、これまでレビューのためにWWFが受け取った報告書はわずか3本である。これらの報告書には、伐採許可地で破壊された保護価値の高い地域の再生について提言がなされることになっていたが、それも盛り込まれていないようだ。WWFは、炭素蓄積の高さを測るアセスメントは、いずれも完了していないとの認識であり、またAPP社の操業がインドネシアの泥炭地に日々及ぼしている重大な影響について改善策が実際に取られたとの情報も得ていない。

WWFは、鍵となる文書が入手可能でなく、第三者による進捗検証が困難なため、「森林保護方針」の実施プロセスの透明性に懸念を抱いている。APP社が第三者の監査人を雇ったことは評価に値するが、監査の成果指標については依然として同社の同意が必要である。

WWFは、APP社のソリューションズ・ワーキング・グループのメンバーであり、同社に対して保全景観のデザインに関する提言を行うことに合意している。しかしこれは、現時点でAPP社の製品には問題はないとWWFが承認したという意味ではない。

WWFは、シナル・マス・グループが「森林保護方針」とエンバイロメンタル・ペーパー・ネットワークがまとめた解決すべき課題を全て実施したことを、完全に独立した第三者が検証するまで、APP社とその関連企業からの調達、及び投資には慎重な姿勢を保つよう、引き続き企業に呼びかける。APP社は、保護価値の高さ、炭素蓄積量、泥炭地について適切な専門家アセスメントの結果を新たな管理計画に組み入れ、温室効果ガスの排出削減に向けて泥炭地での操業管理を改善し、長期にわたる社会問題に取り組み、かつ今回の100万ヘクタールの再生と保全イニシアチブを通じて森林破壊という負の遺産をどのように解決していくのか決定する必要がある。

NGO連合体であるアイズ・オン・ザ・フォレストおよびRPHKに属する現地のNGOと協力しながら、WWFはこれからもAPP社の操業をモニタリングしていく。

本件の問い合わせ先：

Aditya Bayunanda、WWFインドネシア、abayunanda@wwf.or.id

Nur Maliki Arifiandi、WWFインドネシア、nmarifiandi@wwf.or.id